

燃料油・LPG(液化石油ガス)販売事業者の皆様、
燃料油・LPGメーターの有効期限切れに注意してください！

沖縄県計量検定所

【燃料油メーター・LPG(液化石油ガス)メーターについて】

燃料油・LPG(液化石油ガス)を量り売りする場合、計量法上の「取引」に該当するため、「検定」を受けたメーターを使用しなければなりません。また、検定を受けた燃料油メーターやLPGメーターについては有効期限があり、有効期限が切れたメーターは「取引」に使用できないため、注意してください。

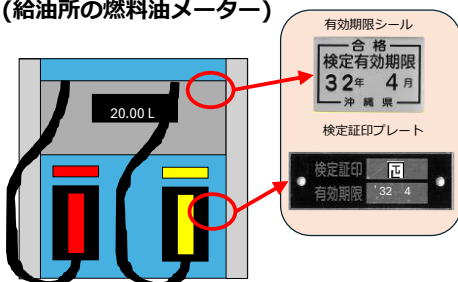
有効期限が切れる前に、計測値が公差の範囲内かを確かめる「検定」を受ける必要があります（計量法第70条）。 製造事業者や修理事業者に整備を依頼し、検定を受けてください。

もしも、**検定を受けずに取引（営業）した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています（計量法第172条）。**

【有効期限について】

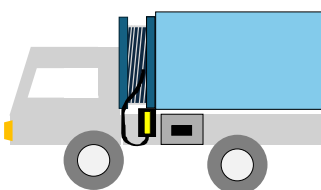
- 各種メーターにおいて、下記のとおり有効期限の年数が違います。
- 「有効期限シール」・「検定証印プレート」に、有効期限（西暦の下2桁と月）を示しています。

自動車等給油メーター
(給油所の燃料油メーター)



検定有効期限：**7年**

小型・大型車載燃料油メーター等
(大型ローリー・ミニローリー等)



検定有効期限：**5年**

LPGメーター
(液化石油ガスメーター)



検定有効期限：**4年**

【製造事業者・修理事業者(修理・点検に関するお問い合わせ)】

事業者	区分	連絡先
(株)タツノ 沖縄営業所	自動車等給油メーター 小型・大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター	050-9000-5678
トキソソリューションズ 株式会社 沖縄営業所	"	050-3538-5662
株式会社 末吉興業	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター	098-892-8844

【検定等に関するお問い合わせ】

沖縄本島地区	沖縄県計量検定所	TEL：098-889-2775
宮古地区（宮古島市・多良間村）	沖縄県宮古事務所 総務課	TEL：0980-72-2551
八重山地区（石垣市・竹富町・与那国町）	沖縄県八重山事務所 総務課	TEL：0980-82-3040



沖 縄 県